

新	旧
<p>店頭外国為替証拠金取引説明書（DMM FX）</p> <p>（店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について 省略）</p> <p>（店頭外国為替証拠金取引のリスクについて 省略）</p> <p>店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて</p> <p>（口座開設について 省略）</p>	<p>店頭外国為替証拠金取引説明書（DMM FX）</p> <p>（店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について 省略）</p> <p>（店頭外国為替証拠金取引のリスクについて 省略）</p> <p>店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて</p> <p>（口座開設について 省略）</p>
<p><u>当社の為替リスク管理について</u></p> <p><u>当社は、お客様の注文が約定した場合に当社において発生する為替リスクを回避するため、カバー取引及びマリー取引を行っています。お客様の注文が約定した後、他のお客様に当該約定に対当（同じ通貨ペアで売り買いが反対）する約定があればその分は為替変動リスクを相殺（マリー取引）できることから、マリー取引により為替リスクを相殺できなかった部分について、当社の判断でカバー取引を行うことがあります。当社では、マリー取引がなされていないお客様の約定数量の合計が一定量以上にならないよう管理しており、一定量を超えるような場合には、その部分についてカバー取引先に対してシステムにより即時かつ自動的にカバー注文を行います。</u></p> <p><u>なお、流動性が著しく低下する等の相場の状況その他の当社が必要と判断する場合には、上述の限りではなく、当社のディーラーが判断して</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

<p><u>カバー取引を実施する場合があります。</u></p> <p>お取引について （１．～３．省略）</p> <p>４．取引レート</p> <p><u>１）当社が各通貨ペアにアスク価格とビッド価格を同時に提示し、お客様はアスク価格で買い付け、ビッド価格で売りつけることができます。当社では、複数のカバー先からの配信レートをもとに当社で生成した独自のレートをお客様に提示しています。アスク価格とビッド価格には価格差（スプレッド）があります。</u></p> <p><u>２）相場急変時や、カバー先の状況に変更が生じたことから、カバー先から有効なレートを安定的に受信できなくなった場合や、カバー先から受けたレートが市場実勢を反映したレートではないと当社が判断したときなどには、外国為替レートの配信を停止します。</u></p> <p><u>３）外国為替レートの配信が停止しており、それを再開するときについては、カバー先から有効なレート提示を継続的かつ安定的に受けることが可能となり、また、それらのレートが市場実勢を反映したレートであると当社が判断した場合に、外国為替レートの配信を再開します。</u></p> <p><u>４）外国為替レートの配信を停止している間の相場の動向によっては、再開時の価格がお客様のポジションのロスカット水準を割り込む場合もあるため、再開と同時にお客様のポジションがロスカットの対象となる可能性があります。その場合、再開時の価格を基準とする成行（証拠金維持率の観測のタイミングによっては、再開時の価格が基準とはならな</u></p>	<p>お取引について （１．～３．省略）</p> <p>４．取引レート</p> <p>当社が各通貨ペアにアスク価格とビッド価格を同時に提示し、お客様はアスク価格で買い付け、ビッド価格で売りつけることができます。当社では、複数のカバー先からの配信レートをもとに当社で生成した独自のレートをお客様に提示しています。アスク価格とビッド価格には価格差（スプレッド）があります。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>
--	---

<p><u>い可能性があります）による決済となりますので、必ずしも再開時の価格でロスカットされるとは限りません。また、ロスカット水準付近でロスカットされた場合に比べ、大きな損失が発生する可能性があります、相場の動向によっては、お客様からお預かりした証拠金以上の損失が発生する場合があります。</u></p> <p>(5. ～11. 省略)</p> <p>12. 注文の種類</p> <p>1) 注文の種類は以下のとおりです。その他注文は、<u>31</u> ページの店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語をご確認ください。なお、これら注文は、FX 取引システムでのみ行うことができ、原則として、電話、ファックス、電子メールその他の手段による注文及び変更・取消はできません。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(13. 省略)</p> <p><u>14. 約定の訂正等</u></p> <p><u>お客様の注文の約定は、14 ページ「4. 取引レート」に記載している方法により生成した価格により行いますが、当社のシステム障害やカバー取引先のレート誤配信などにより本来あるべき価格で約定しなかったこと等により、お客様に本来発生していなかったはずの利益又は損失が発生する可能性があります。その場合、本来あるべき価格での約定に訂正させ</u></p>	<p>(5. ～11. 省略)</p> <p>12. 注文の種類</p> <p>1) 注文の種類は以下のとおりです。その他注文は、<u>30</u> ページの店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語をご確認ください。なお、これら注文は、FX 取引システムでのみ行うことができ、原則として、電話、ファックス、電子メールその他の手段による注文及び変更・取消はできません。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(13. 省略)</p> <p><u>(新設)</u></p>
---	---

ていただく又は約定の取消しをさせていただく場合があります。  
その場合、当社からお客様に対し、速やかにご連絡いたします（連絡方法は、取引画面、Eメール、電話等、状況により異なります）。

#### 15. 証拠金

(1) 省略

(2) 証拠金必要額

注文の際に必要となる証拠金は、各通貨ペアとも取引の額に対して、個人口座、法人口座とも最低4%以上の証拠金が必要となります。なお、法人口座の場合は、一般社団法人金融先物取引業協会が算出した通貨ペアごとの為替リスク想定比率を取引の額に乗じて得た額と、取引の額に4%を乗じて得た額のどちらか高い額以上の証拠金が必要となります。為替リスク想定比率とは、金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第27項第1号に規定される定量的計算モデルを用い算出されます。

(以下、省略)

16. 証拠金等の入金・出金（内容省略）

17. 決済に伴う金銭の授受（内容省略）

18. システム障害（内容省略）

19. スプレッド（内容省略）

#### 14. 証拠金

(1) 省略

(2) 証拠金必要額

お取引に必要となる証拠金は、総約定代金の4%となります。従ってUSD/JPY (@100.000) 1Lot を保有するのに必要な証拠金は、40,000円となります。

(以下、省略)

15. 証拠金等の入金・出金（内容省略）

16. 決済に伴う金銭の授受（内容省略）

17. システム障害（内容省略）

18. スプレッド（内容省略）

<p><b>20.</b> 取引手数料（内容省略）</p> <p><b>21.</b> 値洗い（内容省略）</p> <p><b>22.</b> 両建（内容省略）</p> <p><b>23.</b> 電子交付書面（内容省略）</p> <p><b>24. 課税上の取扱い</b></p> <p>個人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金（売買による差益及びスワップポイント収益）は、2012年1月1日の取引以降<u>に行う取引は「先物取引に係る雑所得等」</u>として申告分離課税の対象となり、確定申告する必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%*、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。</p> <p>※ 復興特別所得税は、平成 25 年から平成 49 年まで（25 年間）の各年度の所得税の額に 2.1%を乗じた金額（利益に対しては、0.315%）が追加的に課税されるものです。</p> <p>金融商品取引業者は、お客様に店頭外国為替証拠金取引で発生した益金の支払いを行った場合は、原則として、当該お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。</p> <p><b>法人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した所得（売買による差益</b></p>	<p><b>19.</b> 取引手数料（内容省略）</p> <p><b>20.</b> 値洗い（内容省略）</p> <p><b>21.</b> 両建（内容省略）</p> <p><b>22.</b> 電子交付書面（内容省略）</p> <p><b>23. 課税上の取扱い</b></p> <p>個人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金（売買による差益及びスワップポイント収益）は、2012年1月1日の取引以降、<u>「雑所得」</u>として申告分離課税の対象となり、確定申告する必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%*、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。</p> <p>※ 復興特別所得税は、平成 25 年から平成 49 年まで（25 年間）の各年度の所得税の額に 2.1%を乗じた金額（利益に対しては、0.315%）が追加的に課税されるものです。</p> <p><b>法人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。</b></p> <p>金融商品取引業者は、お客様に店頭外国為替証拠金取引で発生した益金の支払いを行った場合は、原則として、当該お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出</p>
---	---

<p><u>及びスワップポイント収益をいいます。）は、法人税に係る益金の計算上、益金の額に算入されます。</u></p> <p>※ 詳しくは管轄の税務署や国税局タックスアンサー又は税理士等の専門家にお問い合わせください。</p> <p>(店頭外国為替証拠金取引の手続きについて 省略)</p> <p>(店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止事項 省略)</p> <p>(店頭外国為替証拠金取引及びその受託に関する主要な用語の定義 省略)</p> <p>(金融商品取引業者の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について 省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>平成 29 年 2 月 25 日 改訂</u></p> <p>(反社会的勢力に対する基本方針 省略)</p>	<p>します。</p> <p>※ 詳しくは管轄の税務署や国税局タックスアンサー又は税理士等の専門家にお問い合わせください。</p> <p>(店頭外国為替証拠金取引の手続きについて 省略)</p> <p>(店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止事項 省略)</p> <p>(店頭外国為替証拠金取引及びその受託に関する主要な用語の定義 省略)</p> <p>(金融商品取引業者の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について 省略)</p> <p>(反社会的勢力に対する基本方針 省略)</p>
---	--